

福山市地域包括支援センター三吉(介護予防支援)運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団生和会が開設する福山市地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営の関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 福山市地域包括支援センター三吉
- 2) 所在地 福山市西深津町六丁目6番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

2) 担当職員 8名 (常勤専従5名、常勤兼務2名、非常勤専従1名)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

3) 事務職員 1名 (常勤兼務1名)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日以外

2) 営業時間 月曜日～金曜日 8時30分から17時30分

土曜日 8時30分から12時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 1) 提供方法 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令第三十七号)の第29条から第31条の規定に従って実施する。
- 2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内または自宅とする。
- 3) 介護予防サービス支援計画書原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス支援計画書の原案を作成する。
また、介護予防サービス支援計画書の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
- 3) サービス担当者会議について
 - ① 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内または自宅とする。
ただし、当該利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - ② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- 4) 担当職員による居宅訪問頻度等
 - ① 提供開始月
 - ② 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - ③ サービスの評価期間が終了する月
 - ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- 5) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、福山市 東、桜丘、西深津、千田(小学校区)とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。
- 3 センターは、市町村が行う虐待等に関する調査等に協力するよう努めることとする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講ずることとする。

- 2 センターは、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(苦情処理)

- 第10条 センターは、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス支援計画書に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。
- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第12条 センターは、感染症の予防及びまん延防止のために次の各号に掲げる措置を行うものとする。
- 1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知する。
- 2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(勤務体制の確保)

- 第13条 センターは、適切な事業の実施を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されること(以下「ハラスメント」という。)を防止するために次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。なお、職場におけるハラスメントとは利用者等からのハラスメントも含まれることに留意する。
- 1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発する。
- 2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福山市、医療法人社団生和会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

